

令和元年度

議会懇談会

～ 議員と語ろう「まちづくり」～



— 砂川市議会 —

11月1日

議会懇談会次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議員自己紹介

4. 議会の概要

5. 懇 談

6. 閉 会



議会懇談会の趣旨・目的

市民に身近で開かれた議会を目指し、日頃の議会活動の概要を報告するとともに市民の皆さんと懇談を行い、今後の議会活動に反映させることを目的として開催する。

～MEMO～

.....

.....

.....

.....

.....

.....



議長

みずしま みきこ
水島美喜子
①創生会
②4回



副議長

ますやま ひろし
増山 裕司
①市民クラブ
②3回

砂川市議会議員 の紹介

【定数13人、現員13人】

- ①会派
- ②当選回数



いざわ あきひこ
飯澤 明彦
①市民クラブ
②4回



おぐろ ひろし
小黒 弘
①市民の声
②7回



きたや ふみお
北谷 文夫
①公正会
②11回



ささき まさゆき
佐々木政幸
①公正会
②2回



さわだ ひろし
沢田 広志
①公正会
②7回



たかだ ひろこ
高田 浩子
①日本共産党
②1回



たひら かずのぶ
多比良和伸
①創生会
②3回



つじ いさお
辻 勲
①公明党
②6回



ながせき ひろき
永関 博紀
①創生会
②1回



なかみち ひろむ
中道 博武
①市民クラブ
②2回



ますい こういち
増井 浩一
①創生会
②3回

議会の概要



砂川市議会について

①議員定数の推移等

◆議員定数の推移

適用選挙	条例定数
平成3年4月21日執行の選挙	24人
平成7年4月23日執行の選挙	22人
平成11年4月25日執行の選挙	20人
平成15年4月27日執行の選挙	18人
平成19年4月22日執行の選挙	14人
平成31年4月21日執行の選挙	13人

◆議員報酬

	報酬額(円)
議長	394,000
副議長	348,000
議員	318,000

※平成9年4月1日から適用

※期末手当は、報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月支給分は100分の220、12月支給分は100分の225の割合を乗じた額がそれぞれ支給されます。(在職期間が6カ月以上の場合)

◆政務活動費

○議員の調査研究その他の活動に資するため、必要経費の一部として、1人あたり月額10,000円を会派に交付しています。※平成15年7月1日から適用

◆費用弁償

○本会議、委員会等に出席した場合、1km当たり30円を議員*に支給しています。(車使用の場合) ※自宅から開催場所まで片道2km以上の議員のみ

②議会費予算

(平成31年度当初予算)

(単位：千円)

節	金額	節	金額
1 報酬	50,880	11 需用費(印刷製本費、消耗品費等)	1,581
3 職員手当等(期末手当)	21,699	12 役務費(通信運搬費等)	433
4 共済費(議員共済会負担金)	18,603	13 委託料(会議録調整)	2,834
7 賃金(臨時職員)	791	14 使用料及び賃借料	291
9 旅費(費用弁償、普通旅費)	2,574	18 備品購入費	75
10 交際費	550	19 負担金補助及び交付金	1,891
		合計	102,202

※職員給与費(事務局職員)37,151千円は、除く

(一般会計総額の約0.9%)

③活動状況等（令和元年5月1日現在）

◆条例定数・現員数

- 条例定数 13人
- 現員数 13人
- 任期 令和元年5月1日～令和5年4月30日

◆党派別・会派別構成

党派 \ 会派	公正会	創生会	市民クラブ	無党派	計
立憲民主党			1		1
公明党				1	1
日本共産党				1 (1)	1 (1)
無所属	3	4 (1)	2	1	10 (1)
合計	3	4 (1)	3	3 (1)	13 (2)

() 内は女性議員数で内数

◆当選回数別年齢構成

回数 \ 年齢	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	計
20代											1	1
30代												
40代									1			1
50代								1	1		1	3
60代					1	1		1	1	2		6
70代	1				1							2
計	1				2	1		2	3	2	2	13

(平均年齢59.6歳)

◆常任委員会・特別委員会等定数

区分	名称	定数
常任委員会	総務文教委員会	7人以内
	社会経済委員会	7人以内
議会運営委員会		5人以内

④委員会活動

～総務文教委員会～

◆定数 7人以内

＜委員長＞ 中道博武 ＜副委員長＞ 佐々木政幸

＜委員＞ 沢田広志 飯澤明彦 増井浩一 高田浩子

◆任期 2年

◆総務文教委員会の担当

○総務部、市立病院、教育委員会、会計課、
監査委員、選挙管理委員会、公平委員会
及び固定資産評価審査委員会の担当する
事項

○社会経済委員会の担当に属さない事項



～社会経済委員会～

◆定数 7人以内

＜委員長＞ 小黒 弘 ＜副委員長＞ 多比良和伸

＜委員＞ 北谷文夫 辻 勲 増山裕司 永関博紀

◆任期 2年

◆社会経済委員会の担当

○市民部、保健福祉部、建設部、経済部及び
農業委員会の担当する事項



～議会運営委員会～

◆定数 5人以内

＜委員長＞ 沢田広志 ＜副委員長＞ 飯澤明彦

＜委員＞ 増井浩一 小黒 弘

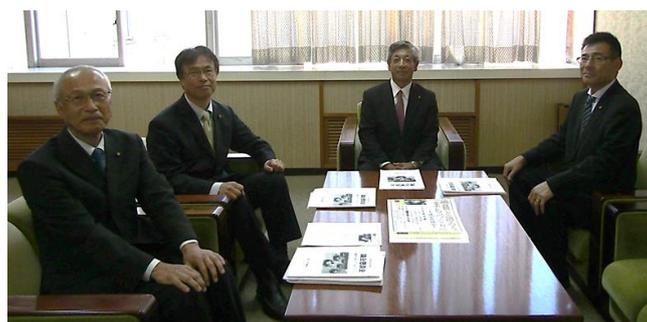
◆任期 2年

◆議会運営委員会の調査事項

○議会の運営に関する事項

○議会の会議規則、委員会に関する
条例等に関する事項

○議長の諮問に関する事項



～予算審査特別委員会～

- ◆委員構成 議長を除く全議員
- ◆任期 議案審査が終了するまで
- ◆予算審査特別委員会の調査事項
本会議の議決を要する事件（条例・予算など）について、議決に先だつて詳しく審査



～決算審査特別委員会～

- ◆委員構成 議長、議選監査委員を除く全議員
- ◆任期 決算審査が終了するまで
- ◆決算審査特別委員会の調査事項
決算議案に関する事項を審査



議会一口メモ

議会では、様々な用語が出てきます。
ここでは、その一部を紹介します。



一般質問

一般質問とは、年4回の定例会において、議員が市の行政全般について質問をすることです。砂川市では、質問時間は1議員につき30分以内となっています（答弁時間含まず）。また、所属する常任委員会（総務文教委員会・社会経済委員会）の所管事項に関する一般質問はできないことになっています（例：総務文教委員会に属している議員は、市民部・保健福祉部・建設部・経済部・農業委員会に関する質問しかできません）。

意見書

意見書とは、議会としての意思や見解などを意見としてまとめた書類のことで、議決後、国や道などに提出しています。

質疑

質疑とは、議会に提出された議案について、その内容や不明な点などについて聞くことです。砂川市では、本会議での質疑時間は1議員1議題につき答弁時間を含めて2時間以内、回数は3回までとなっています。なお、質疑では、自分の意見を述べることはできません。

決議

決議とは、議会の意思を対外的に表明するために行う議決のことです。砂川市で最近の例としては、平成27年6月定例会において「議会改革特別委員会設置の決議」および「飲酒運転等の交通死亡事故を撲滅する決議」を議決しています。

議会の仕事

議決権

・市議会の最も基本的な仕事で、予算や条例を決めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分の決定などを行います。

選挙権・同意権

・議長・副議長や選挙管理委員などを選挙したり、市長が選任する副市長・教育長・教育委員などの人事に同意します。

検査権・調査権

・市の仕事が決められたとおりに正しく行われているか調べます。必要があれば、関係のある人から意見を聞いたりします。

意見書提出権

・生活にかかわりの深い事柄について、議会の意思をまとめた要望（意見書）を、国や道に提出します。

請願・陳情について

請願書・陳情書の提出



委員会で審査



請願

本会議で採択または
不採択



市政について要望や意見があるときは、どなたでも市議会に対して請願書や陳情書を提出することができます。

なお、請願書の提出には、紹介者として砂川市議会議員1名以上の署名が必要です。

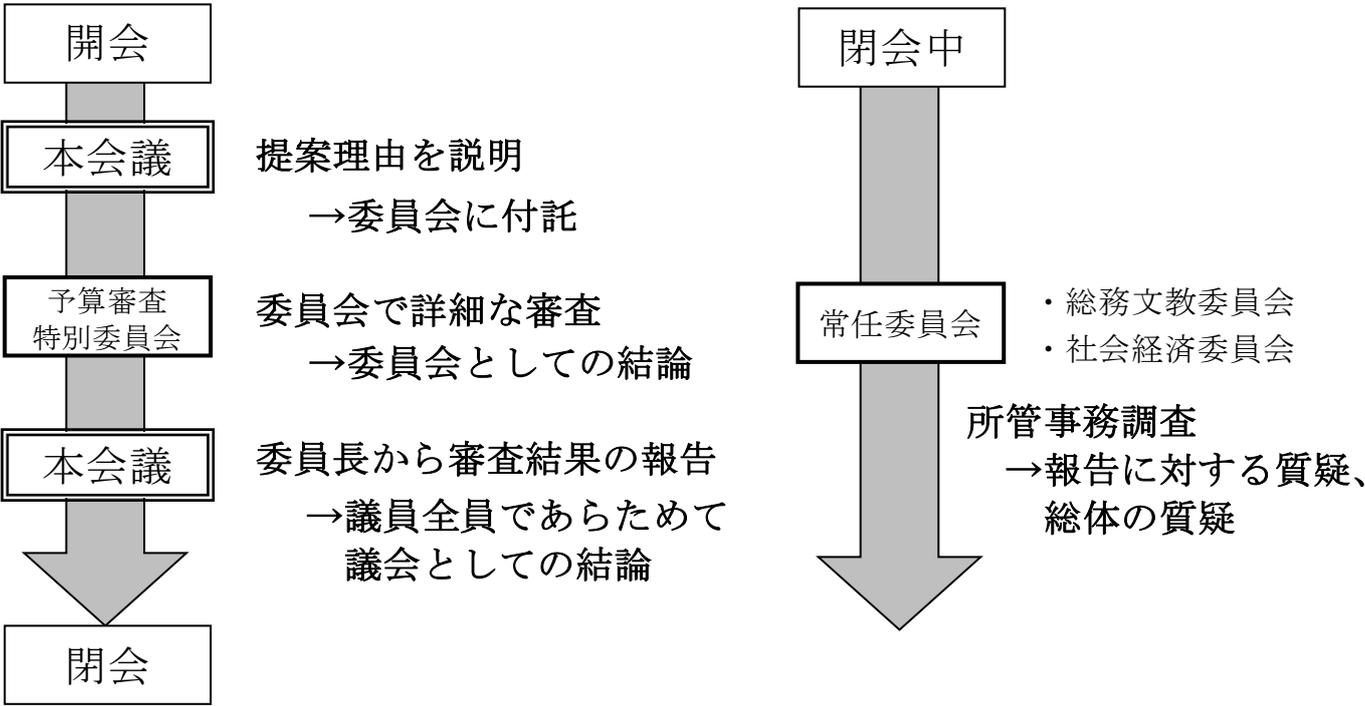
陳情

委員会で採択または
不採択



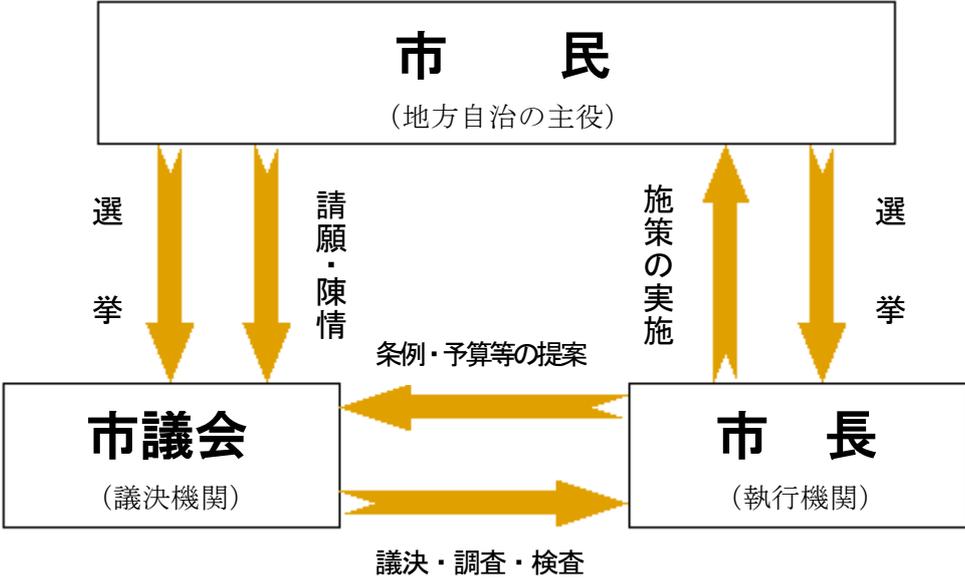
本会議で報告

砂川市議会のながれ



※ 議案によっては、委員会に付託せず、本会議で審議して、即日に結論を出すこともあります。

市民・市長・市議会の関係



市議会を傍聴しましょう！



正面玄関から入ると、案内図があります。



階段を上っていきます。



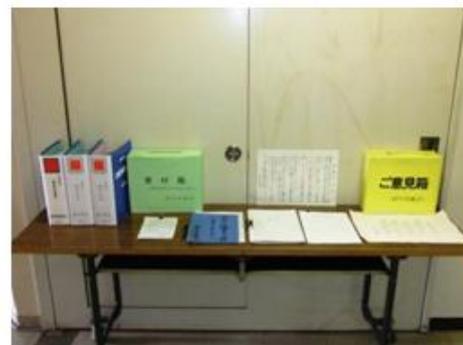
まっすぐ歩いて行くと…



3階まで上り、右→左とお進みください。



傍聴席がありました。



入る前に受付を忘れずに。

市議会の本会議や委員会は、どなたでも直接見たり聞いたりすることができます。

本会議の傍聴を希望される方は、市役所3階「傍聴席」入口前に「傍聴人受付票」を置いてありますので、必要事項を記入の上、受付箱に入れていただくことで、議場に入ることができます。

また、委員会の傍聴は、委員長の許可が必要となりますが、あらかじめ本会議と同じように、受付票に必要事項をご記入ください。

市民の皆さんの傍聴をお待ちしています。

砂川市議会

〒073-0195 北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

TEL0125-54-2121 fax0125-54-2568 E-mail gikai@city.sunagawa.lg.jp